康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額」を加え、同条第二号中「（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この号及び次条において同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成三十二年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第三条　平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五条の二の規定の適用については、同条第一号ロ中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇四」とする。

2　平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第四十五条の二の規定の適用については、同条第一号ロ中「千分の〇・一」とあるのは、「千分の〇・〇七」とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）の一部の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）附則第三条第一項及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項から第十四項までを削る。

附則第十五項中「附則第九項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第十六項中「平成三十年三月三十一日までの間、」を削り、「日において法附則第五項において準用する」を「日において防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）第二条の規定による改正前の法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）第二条の規定による改正前の」に、「場合において法附則第五項において準用する」を「場合において防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の」に、「ことこととなつていた」に改め、「定める額」の下に「（平成三十年三月三十一日までの間に係るものに限る。）」を加え、同項を附則第五項とする。

附則第十七項中「、次項及び附則第二十項第一号」を「及び次項」に改め、「及び附則第二十項第二号」及び「。附則第二十項第二号において同じ」を削り、「支給割合と現在級」を「支給割合（同条第二項の表の上欄に掲げる級別区分ごとに、自衛官にあつては同表の中欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の下欄に掲げる割合をいう。以下この項において同じ。）と現在級」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第十八項中「異動等の日」を「第十条の二第二項に規定する異動等の日」に改め、「係る支給割合」の下に「（同項の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる官署について、自衛官にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の第四欄に掲げる割合をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「及び附則第二十一項第二号」及び「。同号において同じ」を削り、同項を附則第七項とする。

附則第十九項中「附則第十七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第二十項及び第二十一項を削る。

別表第四の二の一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の項中「二一、二〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「一六、三〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同表の二等陸尉以下准陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上の項中「一六、九〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改め、同表の陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上の項中「八、三〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表の三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下の項中「六、九〇〇円」を「七、二〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（平成三十年四月一日における号俸の調整に係る政令で定める職員）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第一項に規定する昇給の号俸数の決定の状況を考慮して政令で定める職員及び同項に規定する昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員については、一般職に属する国家公務員の例による。

（最高の号俸を超える俸給月額を受ける医師又は歯科医師である自衛官に係る政令で定める額）

3　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第二項に規定する政令で定める額は、同項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級（その者の属する階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈡欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に相当する額とする。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三